

# 小児保健医療センター再整備事業の見直しについて

## 1. 経過

平成24～26年度 将来構想検討委員会の提言、提言を踏まえた検討  
 平成27年度 「滋賀県立小児保健医療センター基本構想」の策定  
 平成29年度 「滋賀県立小児保健医療センター基本計画」の策定  
 令和元～3年度 基本設計・実施設計

## 2. 基本設計の概要等

### (1) 基本方針

- 保健医療・福祉・教育を一体的に受けられる環境の向上を実現  
(小児保健医療センター・療育部・守山養護学校の一体的整備)
- 総合病院と小児保健医療センターの統合による機能強化  
(医療スタッフの有効活用による診療機能と診療体制の強化、機器の共有化や医事・薬剤・厨房等部局の体制の効率化)

### (2) 基本設計のコンセプト

- ①子どもたちの笑顔につながる、明るく安らぎを与える環境の実現
- ②災害時も活動を継続できる、安全安心の確保
- ③医療・福祉・教育が一体となった、機能的な拠点の創出

### (3) 施設計画

- (仮)小児保健医療センター棟  
鉄筋コンクリート造 地上4階 (4階は設備室のみ)  
・小児保健医療センター(延床面積) 11,435㎡ (病床数) 68床  
・療育部 (延床面積) 1,854㎡
- 守山養護学校  
鉄筋コンクリート造 平屋(延床面積) 1,983㎡

### (4) 概算事業費 ※旧東館解体費は除く

病 院	療 育 部	養護学校	計
約 78.3億円	約 13.4億円	約 9.2億円	約 100.9億円

### (5) 事業スケジュール

令和4～6年度 建設工事  
 令和7年1月 供用開始

## 3. 計画見直しの必要性

### (1) 経営状況の悪化

平成29年度に基本計画を策定し、事業に着手したが、病院事業庁全体および小児保健医療センターの経常収支や資金残高が想定以上に悪化

【全体】		(単位:億円)				【小児保健医療センター】		(単位:百万円)			
		H29	H30	R元	R2			H29	H30	R元	R2
経常収支	計画	▲5.5	▲5.6	+0.1	+0.7	経常収支	計画	▲7	▲57	▲32	+2
	実績	▲7.9	▲6.2	▲9.5	▲4.1		実績	▲2	▲148	▲158	▲540
資金残高	見込	55.8	54.6	54.6	55.0						
	実績	56.2	49.2	38.8	38.8						

### (2) 小児保健医療センターの環境変化への対応

- ・新患者の減少傾向が続いている反面、15歳以上の患者割合が年々増加しており、成人期に必要な医療を提供する体制の構築が課題となっている。
- ・新型コロナウイルス感染症の収束後も、各種ワクチンの普及や衛生観念の向上によって感染症患者の減少や軽症化が進み、患者の減少傾向が続く可能性がある。
- ・社会や環境の変化によりアレルギーや発達障害などの専門外来のニーズが高まっている。
- ・医療的ケアが必要な患者が増えており、レスパイト等の福祉サービスへのニーズが高まっている。

### (3) 病院統合の検討に併せた施設整備計画の見直し

令和7年1月の病院統合に向けて、今後、診療科の統合・再編や病棟の運営方針、最適な人員配置、施設・設備の共同利用等について詳細な検討を行うこととしており、ソフト・ハード一体で最適化を図るためには、施設整備計画についても併せて検討する必要がある。

## 4. 計画見直しの基本的考え方

- ・医療・福祉・教育の一体的整備、専門的分野における診療機能の強化、患者にとっての環境向上など、これまで目指してきた方向性は堅持する。
- ・病院統合後に「子どもから大人まで」切れ目なく医療を提供できる体制を整えるため、医療資源の集約化・最適化、医師やスタッフの協働体制の構築、既存施設の有効活用等の観点を踏まえて、再検討を行う。

## 5. 見直し後の事業スケジュール

令和4～5年度に、病院統合の検討と合わせて施設整備計画の見直しを行い、令和6～7年度的设计変更、令和8年度からの建設工事を経て、令和11年1月の供用開始を目指す。

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
施設整備計画の見直し	→	設 計	変 更	→	建 設 工 事	●供用 → (1月)

## 経営形態の検討について

### 1. 検討の必要性

- 平成18年4月から病院事業に地方公営企業法を全部適用したが、平成24～26年度の3カ年を除き赤字決算が続いており、今後も厳しい状況が見込まれている。総務省の「新公立病院改革ガイドライン」では、「地方公営企業法の全部適用によって所期の効果が達成されない場合には、地方独立行政法人化など、更なる経営の見直しに向け直ちにに取り組むことが適当」とされており、全国的にも18都府県で県立病院の独立行政法人化が行われている。
- 2年に一度の診療報酬の改定など病院事業を取り巻く環境変化や想定外の事態に迅速・柔軟に対応する上で、以下のような課題が顕在化しており、今後、医療機能の向上に合わせたスタッフの確保や、経営の建て直しを図る上で、これら課題への対応が急務となっている。

人材面の課題	①定数条例により職員数を迅速に変更できないため、医療需要の変化等に応じた人材確保が柔軟に行えない。 ②人材確保の面では、地方公務員制度により、自由度の高い処遇や弾力的な採用方法が取れないことや、兼業禁止により他の医療機関等での活動の自由度が低く、専門性を高める機会が少ないことから、優秀な人材が集めにくい。 ③経営管理や経理事務は専門性が高く、経験の蓄積が求められるが、事務系職員は、県の人事異動によるため、継続的な育成・確保ができない。 ④給与体系は原則、知事部局に準じた取扱いであり、職員の能力や業績に応える給与面での処遇が柔軟に行えない。
財務面の課題	①予算単年度主義により、予算の繰越や複数年度契約に一定の制約があり、医療現場の状況に応じた柔軟な予算執行が困難。 ②契約事務において、柔軟な運用とすることで、より企業としての経済性を発揮でき、コストの削減もしやすくなる。

### 2. 今後の検討の進め方

- 他の経営形態としては、①地方独立行政法人、②指定管理制度、③民間譲渡の3つがあるが、県立病院としての存続が前提となるため、①、②のケースについて、現行の経営形態とのメリット・デメリットの比較、仮に経営形態を変更する場合の課題と対応等について検討を行う。
- 県立病院の経営に関して調査審議することを目的に設置している「滋賀県立病院経営協議会」に専門部会を設置し、経営形態のあり方について集中的に議論いただいた上で、令和4年度中に方針を決定する。

### (参考) 地方独立行政法人化した病院における取組例、期待される効果

- ①事務職員のプロパー化に当たり、社会人枠、病院経験者枠、管理職枠など幅広い採用枠を設定し、経験豊富な人材を確保
- ②民間病院における医療事務経験者や診療情報管理士等の有資格者をプロパー職員として採用し、事務局体制を強化
- ③法人の純利益が特に良好な年度等に、業績に応じて年度末賞与を支給し、職員のモチベーションを向上
- ④突発的に医薬品の供給が不安定となることが見込まれる際に、複数年契約を締結し、必要数量を安定的に確保
- ⑤契約方法の柔軟性を活かし、複数病院間で医薬品等の共同購入を行うことにより、調達コストを低減
- ⑥地方独立行政法人化に当たり、債務超過相当額を自治体から法人に対して出資し、経営基盤を強化
- ⑦地方独立行政法人制度のメリットを活かした体制整備と効率的・効果的な病院運営、職員の意識改革等により、経常黒字を達成